

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

**広島県規則第三十五号**

**生活保護法施行細則の一部を改正する規則**

生活保護法施行細則（平成二年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。  
別記様式第一号を次のように改める。

(別記) 様式第1号 (第3条関係)

面接記録票

決				
裁				

相談番号	面接員	面接年月日	平成	年	月	日			
世帯主 住所 氏名 TEL	世帯主との関係	保護歴	にて、	年	月	日から	年	月	日まで
		ケース番号 (	)						
来訪者 氏名	世帯主との関係	氏名	続柄	性別	生年月日 (年齢)	職業	収入額	心身の状況	備考
		1			( )				
		2			( )				
		3			( )				
		4			( )				
		5			( )				
		6			( )				
		7			( )				
		8			( )				
		9			( )				
		10			( )				
相談内容	取扱いの端緒	相談回数 (前回来所日)	( 年 月 日)	回	相談時間	分	民生委員	相談場所	
困窮 状態		相談理由							
生活 最低		生活	円	教育	円	介護負担額	円		円
		住居	円	計	円	医療負担額	円		円

	続柄	氏名	住所	電話番号	備考
	扶養義務者				
資産等					
負債等					
他法給付等					
その他					
急迫状態の判断	預貯金・現金等の保有状況				
	ライフラインの停止・滞納状況				
	国民健康保険等の滞納状況				
制度の説明	実施（保護のしおり等）： 配布 ・ 未配布） ・ 未実施				
申請意思	有 ・ 無				
面接結果の処理	交付書類：				
面接員所見	緊急処理の必要性： 保護の見通し：				
指導員所見					

別記様式第四十四号を次のように改める。

(表)

指定介護機関指定申請書

生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）第54条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名称					
所在地					
連絡先	電話番号		FAX番号		
管理者氏名					
医療機関コード等					
施設又は実施する事業の種類	事業等開始 (予定)年月日 (介護・介護予防)	既に受けた 指定の年月日 (介護・介護予防)	介護保険法の指定を受けている事業等		
			指定等 年月日	介護	保険
居宅 介護	訪問介護	(介・予)	(介・予)		
	訪問入浴介護	(介・予)	(介・予)		
	訪問看護	(介・予)	(介・予)		
	訪問リハビリテーション	(介・予)	(介・予)		
	居宅療養管理指導	(介・予)	(介・予)		
	通所介護	(介・予)	(介・予)		
	通所リハビリテーション	(介・予)	(介・予)		
	短期入所生活介護	(介・予)	(介・予)		
	短期入所療養介護	(介・予)	(介・予)		
	特定施設入居者生活介護	(介・予)	(介・予)		
福祉用具貸与	(介・予)	(介・予)			
特定福祉用具販売	(介・予)	(介・予)			
居宅介護支援事業	(介)	(介)			
介護予防支援事業	(予)	(予)			
施設 介護	介護老人福祉施設	(介)	(介)		
	介護老人保健施設	(介)	(介)		
	介護療養型医療施設	(介)	(介)		
	夜間対応型訪問介護	(介)	(介)		
地域 密着型	認知症対応型通所介護	(介・予)	(介・予)		
	小規模多機能型居宅介護	(介・予)	(介・予)		
	認知症対応型共同生活介護	(介・予)	(介・予)		
	特定施設入居者生活介護	(介)	(介)		
	介護老人福祉施設入居者生活介護	(介)	(介)		
職員配置の状況, 利用定員等及びサービス費用 基準額以外に必要な利用料の額 (添付しているものを○で囲んでください。)		別紙1			
		別紙2			

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所

申請者

氏名



備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する保護の実施機関を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設が申請する場合には、その施設について記載してください。
- 2 居宅介護事業者、介護予防事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 3 「名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可又は指定を受けた正式な名称を記載してください。
- 4 「管理者氏名」欄は、介護保険法の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 5 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 6 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄すべてに「○」を記載してください。  
なお、介護老人福祉施設については、「みなし」と記載してください。
- 7 「事業等開始（予定）年月日」欄は、事業等を開始した年月日又は事業等を開始する予定年月日を記入するとともに、介護給付、介護予防給付の別について該当するものを○で囲んでください。
- 8 「既に受けた指定の年月日」欄は、既に生活保護法による指定を受けている事業等がある場合に、その指定を受けた年月日を記載するとともに、介護給付、介護予防給付の別について該当するものを○で囲んでください。  
なお、介護保険法施行法等関係法令の規定に基づき指定があったものについては、「12.4.1」と記載してください。
- 9 「介護保険法の指定を受けている事業等」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。  
なお、介護保険法施行法の規定に基づき指定等があったものとみなされたものについては、「12.4.1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては、「18.4.1」と記載ください。
- 10 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押ししてください。  
別紙の添付について
- 1 「職員配置の状況」欄は、各事業等ごとに、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。ただし、介護老人福祉施設については、職種別の区分は必要ありません。
- 2 「利用定員等」欄は、入院・入所（利用）定員を定めている場合に、各事業等ごとに、申請時における数を記載してください。
- 3 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、認知症対応型共同生活介護事業及び特定施設入居者生活介護事業の場合に限り、各事業ごとに、定めている利用料すべてについて、入居に係る利用料とそれ以外を明確に区別して記載してください。
- 4 必要に応じて、記載に代えて内容が明記された書類を添付してください。

(別紙1 介護給付)

実施する事業等の種類	職員配置状況			利用定員等	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額
	職種	配置の状況			
		常勤 専従	非常勤 専従		
居宅療養管理指導	訪問介護員等				/
	看護職員				
	介護職員				
	看護職員				
	理学・作業療法士				
	理学・作業療法士				
	医師				
	歯科医師				
	薬剤師				
	歯科衛生士				
通所介護	管理栄養士				/
	生活相談員				
	看護職員				
	介護職員				
	機能訓練指導員				
	医師				
	理学・作業療法士				
	看護職員				
	看護職員				
	介護職員				
通所リハビリテーション	支援相談員				/
	医師				
	生活相談員				
	看護職員				
	看護職員				
	介護職員				
	栄養士				
	機能訓練指導員				
	その他				
	医師				
短期入所生活介護	薬剤師				/
	看護職員				
	看護職員				
	介護職員				
	支援相談員				
	理学療法士				
	理学療法士				
	栄養士				
	精神保健福祉士等				
	生活相談員				
短期入所療養介護	看護職員				/
	看護職員				
	介護職員				
	支援相談員				
	理学療法士				
	理学療法士				
	栄養士				
	機能訓練指導員				
	作成担当				
	専門相談員				
福祉用具貸与	専門相談員				/
	介護支援専門員				
	医師				
	薬剤師				
	看護職員				
	看護職員				
	介護職員				
	理学療法士				
	理学療法士				
	栄養士				
特定施設入居者生活介護	看護職員				/
	看護職員				
	介護職員				
	支援相談員				
	理学療法士				
	理学療法士				
	栄養士				
	機能訓練指導員				
	作成担当				
	専門相談員				
特定福祉用具販売業	介護支援専門員				/
	医師				
	薬剤師				
	看護職員				
	看護職員				
	介護職員				
	理学療法士				
	理学療法士				
	栄養士				
	介護支援専門員等				
介護老人福祉施設	医師				/
	薬剤師				
	看護職員				
	看護職員				
	介護職員				
	理学療法士				
	理学療法士				
	栄養士				
	支援相談員				
	介護支援専門員等				
介護療養型医療施設	医師				/
	薬剤師				
	看護職員				
	看護職員				
	介護職員				
	理学療法士				
	理学療法士				
	栄養士				
	精神保健福祉士				
	介護支援専門員等				

(別紙2 介護予防給付・地域密着型・地域密着型介護予防)

実施する事業等の種類	職員配置状況		利用定員等	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額			
	職種	配置の状況 常勤 専従 兼務			非常勤 専従 兼務		
実施する事業等の種類	訪問介護	訪問介護員等			/		
		看護職員					
	訪問入浴介護	看護職員			/		
		看護職					
	訪問看護	看護職員			/		
		理学・作業療法士					
	訪問リハビリテーション	理学・作業療法士	理学・作業療法士			/	
			理学・作業療法士				
		医師	医師			/	
			歯科医師				
歯科医師		歯科医師			/		
		薬剤師					
居宅療養管理指導		衛生士	衛生士			/	
			管理栄養士				
通所介護		生活相談員	生活相談員			/	
			看護職員				
通所リハビリテーション	機能訓練指導員	機能訓練指導員			/		
		医師					
	理学・作業療法士	理学・作業療法士			/		
		看護職員					
	介護支援相談員	介護支援相談員			/		
		医師					
	生活相談員	生活相談員			/		
		看護職員					
	短期入所生活介護	介護職員	介護職員			/	
			栄養士				
機能訓練指導員	機能訓練指導員			/			
	その他						
医師	医師			/			
	薬剤師						
看護職員	看護職員			/			
	介護支援相談員						
作業療法士	作業療法士			/			
	理学療法士						
栄養士	栄養士			/			
	精神保健福祉士等						
生活相談員	生活相談員			/			
	看護職員						
介護機能訓練指導員	介護機能訓練指導員			/			
	作成担当						
専門相談員	専門相談員			/			
	専門支援専門員						
福祉用具販売	福祉用具販売			/			
	福祉用具貸与						
特定福祉予防事業	特定福祉予防事業			/			
	夜間対応型訪問介護						
夜間対応型通所介護	夜間対応型通所介護			/			
	小規模多機能型居宅介護						
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護			/			
	認知症対応型共同生活介護						
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護			/			
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
介護給付	介護給付			/			
	介護予防認知症対応型通所介護						
介護予防認知症対応型居宅介護	介護予防認知症対応型居宅介護			/			
	介護予防小規模多機能型居宅介護						
介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護			/			
	介護予防認知症対応型共同生活介護						



## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の別記様式第四十四号でしている申請は、この規則による改正後の別記様式第四十四号で行った申請とみなす。

3 この規則による改正前の別記様式第四十四号により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の別記様式第四十四号により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。